

# 大垣市長選挙

私たちの代表を選ぶ大切な選挙

## 投票日 4/14(日)

〔期日前投票 4/8(月)～13(土)〕

任期満了に伴う大垣市長選挙が、4月7日(日)に告示され、4月14日(日)に投票が行われる予定です。投票時間は午前7時から午後8時まで(西山・時山投票区は午後7時まで)。棄権せずに貴重な一票を大切にしましょう。今回は、期日前投票や郵便等による不在者投票についてご案内します。

● 問合せ 市選挙管理委員会 (内線851・852)

### ＜投票できるのは＞

今回の選挙で投票ができるのは、平成5年4月15日までに生まれた人で、平成25年1月6日までに転入届出をされた人、または住民票が作成されている人です。

なお、平成25年3月23日以後に市内の他の投票区へ転居された人は、前住所地の投票所で投票してください。なお、市外に転出された人は、投票ができません。

### ＜期日前投票について＞

投票日当日に仕事や旅行などのために投票所へ行けないことが見込まれる人は、4月8日(月)から13日(土)までの毎日、午前8時30分から午後8時まで、期日前投票ができます。

大垣地域の人は市役所本庁舎1階第4・第5会議室(北玄関からお入りください)で、上石津・墨俣地域の人は各地域事務所、期日前投票ができます。



### ＜郵便等による不在者投票＞

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの人または介護保険法による要介護者で、下表の条件に該当する人は「郵便等による不在者投票」ができます。

利用には、「郵便等投票証明書」の事前申請が必要となります。すでに証明書をお持ちの方も、有効期限をお確かめください。

なお、郵便等による不在者投票の投票用紙の請求は、4月10日(水)の午後5時(必着)が締め切りとなります。

区分	障がいの部位など	程度
身体障がい者	両下肢、体幹または移動機能の障がい	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい	1級・3級
	免疫または肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者	両下肢または体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がい	特別項症～第3項症
	介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」	

### ＜郵便等による不在者投票の代理記載制度＞

上記の「郵便等による不在者投票」を行う人のうち、次の条件に該当し、自分で投票の記載ができない人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する人に代理記載をしてもらうことができます。

この制度も、事前申請が必要です。

区分	障がいの部位など	程度
身体障がい者	上肢または視覚の障がい	1級
戦傷病者	上肢または視覚の障がい	特別項症～第2項症

なお、年度の途中で後期高齢者医療制度へ移行する人や退職者医療制度の対象から外れる人がいる世帯は、保険証の有効期限が通常の平成26年3月31日より早くなっています。この場合は、有効期限までに後期高齢者医療制度または国民健康保険の新しい保険証を送ります。また、保険証の世帯主氏名欄には、後期高齢者医療制度へ移行するなどして、世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯主氏名の記載があります。

詳しくは、窓口サービス課国民健康保険係(内線452～455)へ。

高校生世代までの医療費の自己負担分が無料となる子ども医療費助成制度——この制度の対象者のうち、この春に小学校へ入学する子または中学校を卒業する子の受給者証が新しくなります。更新対象者には、新しい受給者証を3月下旬に郵送します。

また、現在お持ちの受給者証は、4月以降は使えません。4月1日以降に医療機関で受診するときは、必ず新しい受給者証を窓口で見せてください。

詳しくは、窓口サービス課医療給付係(内線485～487)へ。



更新対象者	受給者証	有効期間
今春、小学校に入学する子 (H18.4.2～H19.4.1生まれ)	小・中学生用 (うす緑色)	H25.4.1～ H34.3.31
今春、中学校を卒業する子 (H9.4.2～H10.4.1生まれ)	高校生世代用 (だいたい色)	H25.4.1～ H28.3.31

小学校に入学・中学校を卒業の子  
子ども医療受給者証も更新

## 国民健康保険の 保険証が変わります

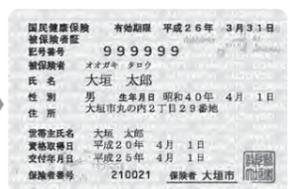
市は、国民健康保険の新しい被保険者証(保険証)を、3月下旬に簡易書留で郵送します。新しい保険証はカードサイズとなり、1人1枚の交付となります。

また、現在お持ちの保険証は、4月以降は使えません。4月1日以降に医療機関で受診するときは、必ず新しい保険証を窓口で見せてください。

### 【今までの保険証】



### 【新しい保険証】



※新しい保険証は、運転免許証やキャッシュカードと同サイズでお財布などに携帯できます。また、1人につき1枚の保険証が交付されます

お願い

有効期限の切れた保険証や受給者証は、個人情報保護のため、氏名や住所が分からないように裁断するなどしてご自身で破棄していただくか、窓口サービス課に返却してください。

## 無料可燃ごみ処理券を配布

市は、新年度分の無料可燃ごみ処理券(無料シール)を次のとおり配布します。今回配布するシールは紫色で、4月から使用できます。1年分を配布しますので、計画的にお使いください。なお、今年度分の黄色のシールは、4月以降は使えませんので、ご注意ください。詳しくは、資源対策課(☎89-9278)でお尋ねください。

### ＜配布方法＞

- ◆自治会加入世帯＝自治会を通じて、3月31日までに配布します
- ◆自治会未加入世帯＝引換証(はがき)を3月中旬に郵送します。3月31日までに、環境衛生課、上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンター、上石津地域の各支所で引き換えてください

### ＜配布枚数(1年分)＞

- ◆1人世帯＝80枚
- ◆2・3人世帯＝90枚
- ◆4・5人世帯＝120枚
- ◆6・7人世帯＝130枚
- ◆8人以上世帯＝140枚



25年度は紫色

## 市・県民税の申告受付

市役所4階大会議室で 3月15日まで

市は、市・県民税の申告受付を市役所本庁舎4階大会議室で3月15日まで(土・日曜日を除く)行っています。

受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。なお、平成24年分所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告は必要ありません。

また、次の日程で出張受付も行います。

### ＜出張受付＞

◇赤坂総合センター／2月26日(火)～3月1日(金) 午前9時～午後4時

◇上石津地域事務所／3月5日(火)～8日(金) 午前9時～午後4時

いずれの申告会場も、受付、記載(一般・収支)、税額計算の各コーナーを経て、申告書を提出します。申告がスムーズに進むよう、次の2点にご協力ください。

①昨年の控えを参考に自分で記入する自書申告

②事前に医療費領収書の計算や収支内訳書を作成  
申告期限間近になると、会場は大変混雑します。申告書のほか、各種証明書や領収書などの必要書類を確認していただき、できるだけ早めに申告を済ませてください。

なお、午前中は申告会場の混雑が予想されますので、午後のご利用をお勧めします。

詳しくは、課税課市民税係(内線344～347)へ。



申告会場の様子

## 市交通災害共済 受付を始めます

平成25年度

市は、平成25年度大垣市交通災害共済の加入受付を始めます。この共済は、互いに会費を出し合って助け合う制度で、加入者が交通事故に遭ったときに、死亡の場合は100万円、傷害の場合は程度に応じて1万円から15万円までの見舞金をお支払いするものです。年度途中でも加入できますが、万が一に備え、年度当初からのご家族全員での加入をお勧めします。

- \*加入対象／市内に住居登録している人、市内の事業所に通勤している人、市内の学校に通学している人(今春の小学校への新入学児童には、入学祝いとして市から会員証を贈りますので、加入手続きの必要はありません)
- \*有効期間／4月1日～平成26年3月31日
- \*会費／1人年額400円
- \*申込／3月上旬に全世帯に郵送す

る申込書に会費を添え、3月22日までに市内金融機関(ゆうちょ銀行を除く)へ。記載内容に追加のある人(出生や転入など)や3月23日以降の申し込みされる人は、生活安全課、上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンターで受け付け  
\*問合せ/生活安全課(内線427)へ



## もうすぐ1年生!! — 全市一斉小学校一日入学 —



1年生の教室で着席し、授業を体験する園児ら

今春小学校に入学する子どもとその保護者を対象に「全市一斉小学校一日入学」が、2月12日と15日の両日に市内22の全小学校で行われました。

保幼小連携事業モデル校の日新小学校には、入学予定の園児の親子ら約20組が参加。4月から最終学年となる5年生児童たちとゲームで交流を深めたほか、1年生の教室で授業参観・体験を行うなど、期待を胸に膨らませ、一足早い学校生活を楽しんでいました。



## 異動手続きは 3月29日までに

原付・軽自動車など

軽自動車税は、原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車を4月1日現在で所有している人に課税されます。

次の場合には、必ず3月29日までに異動手続きをしてください。

- ◇譲るときや廃車するとき
- ◇市外に転出したとき
- ◇車体やナンバープレートの盗



## 固定資産の価格の縦覧

市は、土地・家屋の価格などの縦覧を行います。縦覧は、納税者の皆さんが所有する市内の土地や家屋の価格について、他の土地や家屋と比較・検討していただくための制度です。縦覧の際には、平成25年度の納税通知書・課税明細書、運転免許証など本人確認ができるものをご持参ください。

- \*とき／4月1日(月)～30日(火) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
- \*ところ／市役所課税課、上石津・墨俣地域事務所(各地域事務所は管内地域での縦覧)
- 詳しくは、土地については課税課土地係(内線365・366)、家屋については同課家屋係(内線367～370)へ。